

御代田町小規模工事・修繕受注希望者登録要領

(目的)

第1 この要領は、御代田町が発注する小規模な工事・修繕の受注を希望する者を登録し、見積先の選定資料とすることにより、小規模業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

(対象工事・修繕)

第2 財務規則第118条(昭和54年御代田町規則第5号。以下「財務規則」という)の規定により随意契約によることができる額の内130万円を超えない小規模工事・修繕で、その契約の内容が簡易で、かつ、その履行の確保が容易であると認められる次に掲げる業種。

大工、左官・タイル、建具、板金、塗装、壁紙貼付、襖・障子、畳、ガラス、瓦看板、遊具等

(登録資格)

第3 次の要件を満たす者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 随意契約に係る契約を締結できる能力を有する者
- (3) 町税を滞納していない者
- (4) 財務規則又は御代田町建設工事等入札制度合理化対策要綱に基づく建設工事入札参加資格者名簿に登録されていない者

(登録申請)

第4 登録を希望する者は、小規模工事・修繕受注希望者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては商業登記簿謄本
- (2) 町税納税証明書

(申請受付)

第5 企画財政課において随時受付するものとする。

(登録)

第6 各月の20日までに申請のあったもので登録資格があると認められた者は翌月の登録者名簿に搭載するものとする。

(登録事項の変更届け出)

第7 申請内容に変更が生じた場合は、変更事項を記載した書面により遅滞なく届け出なければならないものとする。

(登録の有効期間)

第8 登録の有効期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(登録者名簿の公表)

第 9 登録者名簿は企画財政課において閲覧により公表するものとする。

(登録の抹消)

第 10 登録名簿に搭載されている者で、第 3 に該当しなくなった場合、又は契約に関し不正又は不誠実な行為等があった場合は登録を抹消するものとする。